

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の実施に関する調査研究協力者会議 意見

2015年7月2日 日本重症心身障害福祉協会理事 北住映二

(日本肢体不自由児協会常務理事、心身障害児総合医療療育センター所長、小児科医)

「検討すべき事項」の、「2. 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方と事例」に関して

1. 重い「肢体不自由」のある児童や成人への、教育の場における合理的配慮について
建物や設備などへの合理的配慮だけでなく、生活行為等にかかわる人的援助（生活介助）についての合理的配慮が重要である。通常高校や大学においては、これらの援助は、家族や親しい友人、ボランティアによって行われていることが多い。このような生活介助は、とくに排泄介助はデリケートな問題を含み、また、食事摂取の介助は難しさを伴うこともあることから、本人と支援する人との関係性が重要である。持続的な関係性のあるヘルパーやボランティアによる、高校や大学での生活介助について、高校や大学の責任、あるいは、より広い公的な責任のもとに、その費用面への援助もふくめ、合理的配慮の一つとして対応されることが必要である。

通常小学校、中学校においては、学校介助員によるサポートが行われていることが多いが、学校介助員は1年毎に代わることから、問題を生じていることがある。本人家族が選任したヘルパーが学校においても生活介助に当たるなどの、生活介助における持続的な関係性の重要性を踏まえた、合理的配慮が必要である。

2. 医療的ケアを要する児童や成人への、教育の場における合理的配慮について

日常的に医療的ケアを要する児童や成人の、教育の場での受け入れについて、適切な判断と対応が、合理的配慮として重要である。

酸素療法を受けながら生活している学齢期（小学、中学、高校）児童は、文科省調査によれば全国で1000名以上にのぼる。酸素療法を受けているという理由だけで、過剰な制限や条件付け（保護者の付添など）が行われがちである。酸素療法は、呼吸器疾患、心臓疾患、重度肢体不自由等に伴う呼吸障害に対して行われるが、配慮を要する程度やリスクは個人差が大きく、個々人に合わせた、過剰でも過小でもない適切な判断と対応が、合理的配慮として必要である。気管切開や在宅人工呼吸器療法を受けている児童や成人についても、個々人の状態に応じた柔軟な判断が必要である。二分脊椎などにより排尿障害があるため、間歇的な（学校にいる時間帯には2～3回）導尿を必要とするが自己導尿が困難な児童、成人に対して、たとえば大学の健康管理室スタッフが導尿を行うなどの対応も、合理的配慮としての課題である。